

平成 28 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 21 日 )  
( 第 18 号 )

第  
18  
号  
9  
月  
21  
日



平成28年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 18 号

○平成28年9月21日（水曜日）

---

### 議事日程（第18号）

平成28年9月21日（水）午前10時開議

- 第 1 議席変更の件
- 第 2 議会運営委員辞任の件
- 第 3 議会運営委員会の委員定数変更の件
- 第 4 決議案第 4 号  
〔採決〕
- 第 5 議案第116号から議案第133号まで並びに認定第 1 号から認定第 4 号  
まで  
〔質疑、委員会付託〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議席変更の件
- 日程第 2 議会運営委員辞任の件
- 日程第 3 議会運営委員会の委員定数変更の件
- 日程第 4 決議案第 4 号
- 日程第 5 議案第116号から議案第133号まで並びに認定第 1 号から認定第 4 号まで

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	北川	裕之
28	番	村林	聡

29	番	小林	正人
30	番	服部	富男
31	番	津田	健児
32	番	中嶋	年規
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	長田	隆尚
36	番	舘	直人
37	番	日沖	正信
38	番	前田	剛志
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	青木	謙順
44	番	中森	博文
45	番	前野	和美
46	番	水谷	隆
47	番	山本	勝
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
(42	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福田	圭司
書記（事務局次長）	原田	孝夫
書記（議事課長）	榎屋	眞
書記（企画法務課長）	佐々木	俊之

書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課主幹)	西 典 宏
書 記 (議事課主査)	黒 川 恭 子

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	渡 邊 信一郎
危機管理統括監	稲 垣 清 文
防災対策部長	福 井 敏 人
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
健康福祉部長	伊 藤 隆
環境生活部長	田 中 功
地域連携部長	服 部 浩
農林水産部長	吉 仲 繁 樹
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	水 谷 優 兆
健康福祉部医療対策局長	松 田 克 己
健康福祉部子ども・家庭局長	岡 村 昌 和
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	亀 井 敬 子
雇用経済部観光局長	水 島 徹
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	村 上 亘
企 業 庁 長	松 本 利 治
病院事業庁長	加 藤 敦 央
会計管理者兼出納局長	城 本 曉

教育委員会委員長	前 田 光 久
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員	岡 本 直 之
警 察 本 部 長	森 元 良 幸
代表監査委員	福 井 信 行
監査委員事務局長	小 林 源太郎
人事委員会委員	戸 神 範 雄
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	落 合 隆
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（中村進一） おはようございます。

初めに、昨日の台風16号で大変被害に遭われました皆様方にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復興、復旧を願いたいと思います。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

## 議 席 変 更 の 件

○議長（中村進一） 日程第1、議席変更の件を議題といたします。

議員の辞職に伴い、会議規則第2条第3項の規定により、議席を変更したいと存じます。

お諮りいたします。本日より、ただいま御着席のとおり議席を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 諸 報 告

○議長（中村進一） この際、報告いたします。

決議案第4号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、9月15日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

次に、報告第65号に関する正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 決議案第4号

北朝鮮の地下核実験に抗議する決議案

上記提出する。

平成28年9月15日

提 出 者

山 内 道 明

岡 野 恵 美

倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚

大久保 孝 栄

藤 田 宜 三

津 田 健 児

長 田 隆 尚



## 北朝鮮の地下核実験に抗議する決議案

北朝鮮は、9月9日、地下核実験を実施した旨の発表を行ったところである。

北朝鮮による核実験は、核兵器の廃絶を願う国際世論を無視した暴挙であり、断じて容認できるものではない。今回の行動は、北朝鮮がミサイルの発射実験を繰り返し、大量破壊兵器の運搬手段となりうる弾道ミサイルの能力を増強していることと併せ考えれば、我が国の安全に対する重大な挑戦であり、北東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。また、かかる行為は、本年3月2日に国連安全保障理事会において採択された核実験を行わないことを求める決議にも明白に違反するものであり、国連安全保障理事会の決議が遵守されるよう、我が国を含む国連の全ての加盟国において、あらゆる措置を講じていくことが求められる。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し、断固として非難するとともに、国連安全保障理事会の決議を遵守し、全ての核兵器及び既存の核計画の放棄を求める六者会合の共同声明を完全に実施するよう改めて強く求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三 重 県 議 会

---

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 23	<p>(件 名) 国民健康保険広域化にむけて、誰もが安心して払える保険料となるよう求めることについて</p> <p>(要 旨) 今、三重県では、厚生労働省が示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(案)」(2016年1月18日)にもとづき、県を主体とし市町との共同による国民健康保険の広域化が検討されている。 国保広域化にあたって、三重県に対して以下の点で意見書を提出するよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、広域化にあたり、誰もが安心して「払える保険料」にすること。 ①国庫負担の増額を国に要請するとともに、一般会計からの繰入れも考慮すること。 ②保険料の算定にあたって、住民税非課税世帯の所得割や子どもの均等割りを課さないなど、独自の引き下げ策を講ずること。 ③所得の10%を基準に減免制度を充実させること。</p> <p>2、市町ごとの現状と特性を考え、全県一律の保険料算定としないこと。</p> <p>3、行き過ぎた滞納処分を禁止し、滞納者には、納税緩和措置(「徴収の猶予」「換価の猶予」)の制度を周知すること。国民健康保険は、社会保障として位置付け三重県地方税管理回収機構への委託はおこなわないこと。</p> <p>4、広く被保険者の意見を聞く仕組みをつくること。県の国保運営協議会では、被保険者の代表を公募すること。</p> <p>(理 由) 厚生労働省が示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(案)」では、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県としつつ、国民健康保険の運営に関する業務</p>	<p>津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	28年・9月

	<p>について、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」として、「都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担の在り方を総合的に検討することを可能とする体制」の実現を展望し、都道府県と各市町村が協議し、平成30年度実施に向けて「運営方針」を決定していくとしている。</p> <p>三重県の国民健康保険の被保険者は、49万5千人（2014年度末）と県民の4人に1人が加入する重要な健康保険だが、その構成は、高齢者・非正規労働者など低所得者が大きな割合を占めており、滞納率も世帯比で18.8%（2015年6月1日現在）と全国平均16.7%を2.1%も上回っている。</p> <p>国民健康保険法では、国民健康保険について社会保障に寄与する制度であり、国が国民健康保険の健全な運営に努めるよう規定し、国民同士の助け合いの制度ではなく、国が財政に責任を負う制度としている。</p> <p>国民健康保険の広域化にあたっては、被保険者のおかれている現状も鑑み、社会保障としての保険制度のあり方を改めて重視し、この際抜本的な改革を行い、誰もが安心して払える国民健康保険料・制度とするよう、三重県に対して意見書を提出していただきたく請願する。</p>		
--	---	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 24	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置す</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助</p>	28年・9月

	<p>るとの趣旨で確立された制度である。</p> <p>「教育は人なり」と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれている。例えば教材費のうち図書費について、学校図書館の蔵書冊数は「学校図書館図書標準」によって設定されている。しかし、その標準を満たしている公立小中学校の割合には、都道府県間で大きな格差が生じている（小学校 31.9～94.4%、中学校 12.4～90.5%）。</p> <p>義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその増額が必要である。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、国の責務として必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>	<p>小島 智子 藤田 宜三 長田 隆尚</p>	
<p>請 25</p>	<p>(件名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 2011年4月の「標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現した。三重県では、現在、小学校1・2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されている（いずれも下限25人）。しかし、その他の学年については、標準法にしたがって、40人学級が基本となっている。経済協力開発機構（OECD）加盟国と比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 藤田 宜三 長田 隆尚</p>	<p>28年・9月</p>

	<p>27人、中学校33人と、平均（小学校21人、中学校24人）を大きく上回っている。</p> <p>諸外国では、教員の業務が主に授業に特化しているのに対し、日本では、教員が教科指導・生徒指導・部活動指導等を一体的に行うことが特徴となっている。こうした「日本型学校教育」は国際的にも高く評価されており、学校が子どもたちの人格的成長に大きな役割を果たしている。一方、学習指導・生徒指導等に加えて、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況となっている。増加傾向にある日本語指導などを必要とする子どもたちや「障害」のある子どもたちに対して、個々の状況にあわせた対応も求められている。教職員の加配定数は、そのときの財政状況に影響される。教育の諸課題に対応し子どもたち一人ひとりに向き合うためには、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善によって、安定的な基礎定数を確保することが必要である。</p> <p>2012年における日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比3.7%で、OECD加盟国平均（4.8%）に及ばない。教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決をはかり、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながる。</p> <p>以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 26</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与える。 2012年における、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.9%で、OECD平均の16.5%を大きく上回っている。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子</p>	<p>28年・9月</p>

	<p>全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度 厚労省）、三重県においても8.6人に1人の子どもが就学援助を受けている（2013年度 三重県）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育や、一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。</p> <p>このようななか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。</p> <p>今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要である。</p> <p>高等学校段階においては、入学科・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。2014年度から高等学校等就学支援金制度が導入され、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されている。しかし、どちらも修業年限を超えて在籍する生徒には適用されない等の課題がある。</p> <p>高等教育段階における貸与型奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担となっており、国による給付型奨学金の創設が強く望まれている。</p> <p>高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのよりいっそうの支援策が必要である。</p> <p>家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>	<p>藤田 宜三 長田 隆尚</p>	
<p>請 27</p>	<p>(件名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 原田 浩伸 ほか3名</p>	<p>28年・9月</p>

	<p>(理 由)</p> <p>「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（2013年）では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されている。</p> <p>東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められる。しかしながら、「体育館の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子利用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されている。</p> <p>三重県では校舎の耐震化が着実にすすめられており、小学校・中学校の一部を残すのみとなった。一方、非構造部材の耐震化については、文科省が、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策について、2015年度までの速やかな完了をめざしてとりくむよう、各教育委員会等に要請した。しかしながら、2016年4月現在、県内小中学校で584棟中368棟、県立学校126棟中87棟が、その対策を完了しておらず、昨年度中の全棟完了は実現しなかった。</p> <p>また、県内の公立学校のうち、569校が避難所指定を受けているにもかかわらず、多目的トイレや自家発電設備等の設置率は約7割、貯水槽・プールの浄水装置等の設置率は約3割と、十分であるとは言えない。</p> <p>さらには、避難所となっている学校において、どのような初期対応が必要か、教職員が避難所運営にどうかかわるか等の議論も必要である。</p> <p>学校施設設備の耐震化などのハードの整備をすすめた上で、それがよりいっそう活かされるよう、学校・家庭・地域が連携した防災対策の充実が急務である。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>山本 里香 岡野 恵美 倉本 崇弘 稲森 稔尚 下野 幸助 小島 智子 野口 正栄 大久保 孝三 藤田 宜三 小林 正人 津田 健児 長田 隆尚</p>	
<p>請 28</p>	<p>(件 名)</p> <p>2017年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて</p>	<p>四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求め</p>	<p>28年・9月</p>

<p>(要 旨)</p> <p>小学校1年生、2年生において、30人学級で25人以上という条件、中学校1年生において、35人学級で25人以上という条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校で30人学級を計画的に実施する努力をすること。</p> <p>少なくとも、小学校1年生では30人を超える学級をなくすこと。</p> <p>教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育の推進をはかること。</p> <p>(理 由)</p> <p>「ひとりひとりの子どもを大切にされた教育の保障」「豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには、少人数学級の実施が最も有効な施策である。</p> <p>三重県においては、平成15年度から小学校1年生、16年度は小学校2年生までの「30人学級」が、さらに17年度は中学校1年生での「35人学級」が実現している。しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりがみられない。また、現在実施されている少人数学級編制には1学級の定数を25人以上とする条件が設けられている。つまり、単学級の学校は、初めからこの制度を享受できないという教育の機会均等の原則に反する大きな不平等を14年間もの長きにわたって被っていることになる。</p> <p>平成23年度、国が小学校1年生の学級編制基準を35人に改善したことによって18人の学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じている。早急にこのような不平等をなくす取り組みを進めていただきたい。</p> <p>四日市市では、平成25年度から小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、よりいっそうきめ細かな指導ができると、保護者や教職員に喜ばれている。三重県としても少なくとも小学校1年生では30人を超える学級をなくしていただきたい。</p> <p>一方、下限条件の影響を受けず、低学年で30人以下だった学級では、3年生になると40人学級に戻ってしまうため、子どもが落ち着かない、一人ひとりに目がゆきとどかない等、深刻な問題がある。全学年での30人学級の早期実現を望む。</p>	<p>る会</p> <p>代表 吉野 啓子 ほか4,639名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚</p>	
--	---	--



	また、「みえ少人数教育」の実施が、臨時教員をよりいっそう増大させているという実態も大きな問題である。教育予算を増やし、正規教員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育を進めていただきたい。		
--	---	--	--

### 議案の目録等の正誤について

平成28年三重県議会定例会議案（追加提案・その7） 目録 3 終頁

報告第65号

正誤内容

報告案件名

正	誤
私債権の放棄について	専決処分の報告について（私債権の放棄について）

平成28年三重県議会定例会提出予定議案概要（追加提案・その7） 19頁

正誤内容

件名

正	誤
【47】 私債権の放棄について	【47】 専決処分の報告について（私債権の放棄について）

### 議会運営委員の辞任

○議長（中村進一） 日程第2、議会運営委員辞任の件を議題といたします。

館直人議員から議会運営委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、館直人議員の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、館直人議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

## 議会運営委員会の委員定数変更

○議長（中村進一） 日程第3、議会運営委員会の委員定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員定数を10名に変更いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の委員定数を10名に変更することに決定いたしました。

## 決 議 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第4、決議案第4号北朝鮮の地下核実験に抗議する決議案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

決議案第4号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 質 疑

○議長（中村進一） 日程第5、議案第116号から議案第133号まで並びに認定

第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 廣 耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣 耕太郎） 皆さんおはようございます。新政みえの廣耕太郎でございます。

議案質疑に先立ちまして私からも、さきの台風16号で被害に遭われた方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

私は、議案第116号の民生費の少子化対策推進事業費の中の市町少子化対策交付金と、みえの出逢い支援事業、出逢い、いいですね、の考え方について質問をさせていただきたいと思います。

まず、市町少子化対策交付金についてお伺いをいたします。

これは、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して市町の対策を支援していくものと聞いておりますが、まず、どのような取組に支援をしていくのかをお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） まず、地域少子化対策重点推進交付金につきましてお答えさせていただきたいと思います。

この交付金につきましては、昨年度の国の補正予算で創設された交付金を活用した市町への間接補助金ということになっておりまして、企業による結婚支援の活性化など結婚に対する取組や、あるいは、結婚、妊娠、出産、乳幼児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成の取組のうち、先駆的かつ必要性の高い取組を行う市町の支援を目的としておるものでございます。

今回の補正予算におきましては、国の平成27年度補正予算を活用する事業には補助率10分の10と、それから、平成28年度の当初予算を活用する事業には補助率2分の1として、所要見込み額を計上しているものでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今のでは総括といいますか全体的なことだと思いますが、具体的に個々のこういった事業に支援をしていくんだというところがあればお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） まだ正式に申請のほうを受け付けておりませんので、詳細は具体的にはわからない部分がありますけれど、一応この補助金の対象となるものは、先ほど申し上げましたとおり、企業への支援とか若者をターゲットにした支援ということになっておりますので、例えば企業がセミナーを行う場合の支援でありますとか、企業へのアドバイザー派遣とか、あるいは機運醸成のためのフォーラムといったようなものについて対象となってくると考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） とすれば、例えば去年もいろんな事業の支援をされておられたと思います。県として、こういった事業を支援したらこれぐらいの効果があつた、また、こういったことをもっとうこうしていかないかんという、そういうところがあればお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 去年の事業につきましてはもう少し範囲が広がっておりまして、例えば母子保健の関係であるとか乳幼児期の関係、あるいはライフプランニングのことなど、広がっておりまして、そういったものが市町では、あるいは子育てというふうな形で事業が採択されておりますので、結婚の事業自体は特にこれだというのはなかったんですけど、例えば県におきましても同様に結婚支援についての事業を行っておりますので、実績でいきますと、県としてはいろんな結婚の出会いのカップルが160件ほどもう成立しておりますし、地域全体、あるいは社会全体で結婚を応援しているというふうな効果が出ているかと考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 結婚とか、これは後からのみえの出逢いのところでお聞かせを願いたいと思ったんですが、この少子化の部分におきまして、いろんな支援をしてきてその効果がどれぐらいあつたのかというのをお聞かせく

ださい。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 効果につきましては、希望がかなうみえ子どもスマイルプランにおいてもいろんな数値目標を設けておまして、それぞれその数値目標を上げるような形で取り組んでおりますし、実際上がっておるところもございます。また、少子化対策ということで県を挙げて取り組んでおりますので、少子化対策に取り組む機運も出てきているものと考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ちょっとわかりにくいんですけども、そういった支援を受けられた方々がどのように満足をされたか、そういう声というのは、リサーチとかはされておられるのでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 市町で行う取組も多いところから、直接市町の市民の方、町民の方からこうということでは余りしっかりと把握はしておりませんが、市町のほうから、これまでの交付金については国の財源措置が10分の10ということもありまして、非常に活用されておると聞いておりますので、今後も市町の声とか、あるいは成果等も確認しながら取組を進めていきたいと思っています。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ちょっと歯切れが悪いというか、よく理解できないんですが、例えば個々にお聞かせ願いたいと思うんですが、私ごとで申しわけないんですが、来月、再来月には初孫が生まれるわけなんです、事業の一つで孫育て講座というのがありますね。この孫育て講座のほうに支援をしておる。このテーマは、パパとじいじのための子育て教室。じいじということちょっと私も複雑な感じがするんですが、そういった事業をやられておって、県としては、お父さんもそうやけれども、おじいさんもおばあさんというふうなお考えなのか、お考えをお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 孫育て講座につきましてはやはり、祖父母世代という経験のある世代の方が子育てに参加していくことが非

常に意義があるのかなと考えております。核家族化等が進む中でそういった祖父母世代の支援というのも重要だと考えておりますし、また、祖父母にボランティアとしてかかわってもらうということについても意義があると考えております。そういう形で、必ずしも自分の孫だけに限らず、地域として子どもを育てていくというふうなことの意義もあるのかなと思っていますので、地域全体といいますか、社会全体で子育てを支援していくという取組としては非常に意義が大きいというふうに考えております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 全体のいろんな支援をしていくうちで、やっぱり私が思うのは、その支援をしました、しっ放しといいますか、これをやってどれだけの効果があったのか、そういったことをリサーチする、例えばさっきの孫育て講座だと、50人の定員ですけれどもどれだけ入っておったのか、何でもとりあえずやればええわというのではなくて、そういったリサーチをして、さらにこういったことをしなければいけないというふうになるのが私は支援かなと思うんですが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） 議員のおっしゃるとおり、成果の確認というのは非常に重要かと考えておまして、本年度も実施に取り組んでおるところでございますが、終了後はアンケート調査等もいたしまして、その結果を集約しているところでございます。

昨年度も実施しておまして、非常に好評であるというふうなお声も聞いております。そのこともありまして、昨年度は4市町で開催をしていただきましたが、今年度は昨年度より多い、現在6市町での開催が予定されているということで、非常に一定のニーズもありますし、そういったことについての意義も広まりつつあるというふうに考えておるところです。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

時間もありますので次の項目のみえの出逢い支援事業の考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

まず、先ほどと同じように、みえの出会い、まずこれが一番大事なかと私も思うんですが、この支援事業、どういったことでどういったところに支援していくのかをお聞かせください。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） みえの出逢い支援事業につきましては、結婚について、結婚を希望される方を応援するというふうな事業でございます。状況といたしましては、結婚に対する考え方やライフスタイルの変化などによりまして、本県におきましても未婚化、晩婚化が進んでおりまして、少子化の大きな要因になっているということもございますので、県におきましては平成26年度からみえの出逢い支援事業に取り組んでいるところでございます。

また、同年12月には、四日市市内にみえ出逢いサポートセンターを設置いたしまして、出会いの場の情報提供でありますとか、あるいは企業や市町と連携を進めているところでございます。

みえの出逢い支援事業はこれまで、出会いの支援と結婚に関する機運醸成の2本の柱で取組を進めているところでございまして、今回の補正予算につきましても、その2本についてさらに充実していくということで予算を計上しておるところでございます。

具体的には、まず、出会いの支援の取組といたしましては、企業向けのセミナーの実施やアドバイザーの派遣、イベント支援など具体的な結婚支援の取組をサポートし、結婚を希望する従業員の支援につなげていきたいというふうに考えております。この背景には、若い世代の未婚者の約7割が企業などで働いているということでありまして、交際相手と知り合ったきっかけとしては職場や仕事の関係とする回答が最も多いというふうな調査結果もあることから、企業への働きかけを中心に取り組んでいくということにしておるところでございます。

また、同じく出会いの支援の取組として、先ほど述べましたみえ出逢いサポートセンターのほうには依然として親からの相談も多いということもございますので、引き続き親向けのセミナーを開催し、親の悩みの解消や子ども

の結婚につながるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、もう一つの結婚に関する機運醸成につきましては、映画の試写会におきまして、昨年度、結婚、家族を持つことのよさを伝える、「#思いやりアクション動画」という動画をつくりましたので、その動画を上映することですとありますとか、あるいはラジオ等を活用した啓発を行うことによりまして、結婚を希望する若者がより前向きに考え、行動につながるように取り組んでいきたいと考えております。

また、若い世代に結婚への関心を高めるとともに、センターの利用拡大を図るために、みえ出逢い応援フォーラム、これは仮称でございますけれども、こういったフォーラムを開催していきたいというふうに考えておるところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

今、みえ出逢いサポートセンターの話が出ましたけど、去年あたり、どれぐらいの申し込みとか、その現状の数値があれば教えていただきたいんですが。

○健康福祉部子ども・家庭局長（岡村昌和） いろんな数値で把握しております、代表例だけ申し上げますと、例えばみえ出逢いサポートセンターに登録をしていただくということで取組を進めております。その中で、センター会員につきましては現在までの累計で1310人ほどの方が登録していただいておりますし、また、メールマガジンの会員ということでメールマガジンも送っておりますので、その会員につきましてはもう少し多くて2200人となっております。

カップルの成立につきましては、先ほども申し上げましたが163組がカップルとして成立しているというところでございます。また、相談件数につきましては、累計で5285件の相談を受けておるところでございますけれども、先ほども申し上げましたとおりの相談も多いということの中で、親はこのうちの約4割ということで、親の相談につきましては2060件の相談を受けて



いるところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

これは、三重県の大胆な事業といえますか、施策をやっているかきやいけないと私は思っております。ほかの県がやっていないような、例えば、育児休暇があるとすれば、仮に思い切って出会い休暇とか、そういったものをつくられてやっていくのもいいと思うんですが、最後に知事にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 本当に、少子化、先ほど局長が効果を余り申し上げられませんでしたけれども、昨年の合計特殊出生率は1.51で、この20年間で平成22年と並んで一番高い数字になりました。すぐには答えが出ないことも多いですが、そういうPDCAを回して効果を出して、その希望がかなっていく、家族形成をしたいという人の思いに連ねていくというのがやっぱり大事だと思うんですけども、おっしゃっていただいたように、先駆的なことがこの交付金では求められていますから、税金の使途として、今議員がおっしゃっていただいたような大胆な発想も含めてしっかりやっていきたいと思っております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） よろしくお願ひします。

終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 30番 服部富男議員。

〔30番 服部富男議員登壇・拍手〕

○30番（服部富男） おはようございます。自民党会派の服部富男でございます。

今日は動物愛護について質疑をさせていただき予定でございます。9月20日から9月26日までは動物愛護週間ということでございまして、1週間、ちょうどぴったりの今回の質問ではないかなと自分では思っております。

今回、9月15日に9月定例月会議におきまして上程されました議案第117号三重県動物愛護推進センター条例案その他につきまして質問をさせていた

だきます。

あくまでも設置条例ということでございまして、今回、第1条―第5条で構成をされております。第2条では、「センターにおいては、次の事業を行う。」とされているということでもございまして、第2条の三重県動物愛護推進センターにおける事業運営に関する5項目について、それに近い状況で質問をさせていただきたいと思っております。

私たち自民党会派、今まで動物愛護については多くの方が質問をされております。もちろん他党派の方も含めて、この議場でも多く質問されたと思っております。私も平成25年3月11日、この議場で動物愛護についての質問をさせていただきました。我が党では、小林正人議員がその二年前に動物愛護のお話をされ、そしてまた、一昨年度でございますけれども西場議員も、この新しく設立をされる予定であった動物愛護推進センターについて質問をされたわけでございます。我々も6年前に熊本市の動物愛護センターを視察させていただいて、殺処分ゼロに向けての実践取組を見させていただいたわけございまして、平成25年3月のこの議場の中で、そういった実践取組も含めて、三重県の動物愛護の状況、推進についてどのようにお考えなのかということをお聞きさせていただき、そしてまた要望させていただいたわけでございます。

その当時、知事もこの議場の中で、この人、何ていう質問をするのかなど、何なんだ、この質問はと、自分が今まで小動物と接してきたいろんな時代のことからお話もさせていただいて、小さな命もやっぱり大事にしていこうと、こういった取組を三重県も、市でございますけれども、熊本市に負けないような取組をしていただきたいと思います。知事もそれでお考えをいただいたというように、私たちも感謝をしているところでもございます。

特にこの熊本市の動物愛護センターでは、ボランティアの人を非常に多く活用されておりますし、ボランティア活動をしっかりと支えて、センターの職員の皆さんとボランティアの皆さんが一致団結して犬猫の命を守っていこうじゃないか、そしてまた、しっかりとした里親を見つけていこうじゃないか、こういった大きな強い意思のもとで取組をされておるわけでございます。

熊本県は市町のいろんな状況も考えて、熊本県だけが殺処分ゼロを100%やっていく、これは非常に難しい問題ではないかなというように思いで、市町と同じようなレベルで考えておられるということですので、その点は私たちも、三重県が新たな取組として今後この動物愛護推進センターがどのように活用、そして運営されていくのか、非常に注目するところでもございます。

昭和51年に公社管理という形で財団法人三重県小動物施設管理公社が設立をされ、昭和52年から始まっております。私が質問をさせていただいた1カ月後、平成25年4月1日から公益財団法人というふうな形に移行され、新たな取組を多く、今の健康福祉部を中心にし、知事の指令のもとで推進していただいているということですのでございまして、我々もこの殺処分ゼロに向けて、三重県がようやくとは言ったら失礼でございますけれども、いよいよ動いてくれたなという思いであります。

特に、平成28年度の殺処分ゼロに向けての取組の中で、殺処分数が1340頭・匹という設定目標を掲げておられます。部長のいろんな答弁の中でも、殺処分ゼロに向けてしっかりと取り組んでいくんだと、私も昨年、健康福祉病院常任委員会に配属をさせていただいております、伊藤健康福祉部長の強い意思を感じたわけでございます。そんな中で、平成27年度でございますけれども、新しい動物愛護推進センターの実施設計の予算が計上され、3月末でスタートを、新しく実施設計に移ったわけでございます。そのときに、いつごろ建つのかなという思いでおりました。

今回、議案に、三重県動物愛護推進センター条例案を提出いただいて、知事の強い気持ちを感じたわけございまして、我々としてはしっかりと、これからどのような運営をされていくのかを見ていかなきゃいけないというような思いでもございます。

今年、設計段階が終わり発注段階、そして施工の段階になっていきますので、伊藤健康福祉部長からも改めて平成29年5月に完成をするセンターに対して、少し説明をいただければありがたいかなという思いでもございます。

今、三重県に足りないのは何かというようなことでございますが、この条例の第2条第1項、動物の愛護及び管理に係る普及啓発に関することという条文がございます。ほかの県、もちろん熊本県や熊本市の動物愛護センターの啓発事業、こういったものを、建物も新築を迎え、新たなスタートを切るわけでございますので、ホームページや、そしてまたインターネットを通じて、県民に積極的なかわり方をしてほしい、小動物を飼うのには、飼うほうにも責任がある、そういったことをしっかりと訴えていただきたいなど、ホームページでもそういった事業を展開していただく積極性を見せていただきたいという思いであります。

条例案の基本理念にあります動物愛護に対する県民の意識向上、そしてまた、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、取組を県民に対して大いに発信していただきたい。これが私の願いでもございます。

条例文を一々、文言をこうだあだというようなことではございません。新たな三重県動物愛護推進センターの設置に向けて、今後どのように取組を展開されていかれるのか、また、殺処分数ゼロに向けて今後もどのように推進されていかれるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 三重県動物愛護推進センターの今後の整備とか運営について御質問いただきました。

県ではこれまで、人と動物が安全、快適に共生できる社会を目指して、動物愛護教室等の普及啓発活動、それから、終生飼養の指導による引き取り数を減らす取組、譲渡事業の充実等を行ってまいりました。

これらの取組によりまして、犬や猫の譲渡が進むとともに引き取り数は減少いたしましたけれども、平成27年度においてもやむを得ず殺処分した犬や猫の数は366匹というふうになっております。そういった状況でございます。

この原因の一つといたしましては、一時収容施設自体が狭いということから、必要な飼育期間を確保すること、あるいは負傷した動物の治療ができず、犬や猫の譲渡を推進していくための機能が十分ではなかったということが考えられます。

そのため、平成26年3月に策定いたしました第2次三重県動物愛護管理推進計画におきまして、その間には議員からも取組を促進すべきとの御質問等もいただきましたけれども、動物愛護管理センターの機能の充実等について検討を行うことといたしまして、26年度に動物愛護管理の推進に必要な機能について具体的な検討を行いまして、犬や猫の譲渡、診療、災害時対応などの危機管理、効果的な普及啓発、この四つの機能を有した県の動物愛護管理の拠点として、三重県動物愛護推進センターを県において整備することとしたところでございます。

その機能とか取組でございますけれども、推進センターではこの四つの機能を活用しまして、大きく三つの取組を強化していくこととしております。

まず一つ目ですけれども、推進センターには、犬や猫の飼育室、それから治療室、それから、動物愛護教室等を行う研修室、県民やボランティアの方々が活動できるボランティアコーナー、それから屋外ドッグラン等を設けまして、譲渡対象とする犬や猫を一定期間飼育し、危害防止の観点からこれまで譲渡が困難だった個体、あるいは負傷動物についても、しつけや治療を行った上で譲渡することができるということとともに、しつけ方教室の開催や飼い方相談等、譲渡後のアフターフォローも実施いたしまして、譲渡の拡大や適正譲渡の推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、啓発ですけれども、いろんな啓発をやっておりますけれども、今後は研修室を活用いたしまして、命の大切さや動物に関する正しい知識等を学ぶ動物愛護教室等を開催し、次世代を担う子どもたちを中心に、動物を愛護する心の育成や動物の適正飼育の啓発を行うことによりまして、将来的にも犬や猫の引き取り数、殺処分数の一層の減少につなげていきたいというふうに思っております。

整備後につきましては、この推進センターを拠点といたしまして、他の二つの取組、災害時のペット対策とか、あるいは県獣医師会あるいはボランティア等々の様々な主体との連携、こういったものとあわせまして、動物愛護事業を効果的、効率的に実施していきたいということで、殺処分数ゼロを

早期に達成していきたいというふうに思っております。

それから、整備の進捗状況ということもございましたけれども、昨年度設計をいたしまして、この6月に施工業者と契約を締結し、現在建築工事を進めているところでございまして、来年3月に竣工、来年5月の開所を予定しているということでございます。つけ加えますと、現在この推進センターが広く県民の皆様に親しまれる施設となるよう、施設の愛称とマスコットキャラクターの愛称を公募しているところでございます。

体制といたしましても、現段階では獣医師等ということでございますけれども、御指摘もございましたように、今、ボランティアを50名程度募集しております。そういったボランティアとも協力をいたしまして、あるいは県獣医師会等様々な主体と連携をいたしまして推進センターを運営していく予定でございます。

以上でございます。

〔30番 服部富男議員登壇〕

○30番（服部富男） 伊藤健康福祉部長、どうもありがとうございました。

部長の答弁の中でも御案内がございました三重県動物愛護推進センターのマスコットキャラクター、こういうふうな形で愛称を募集しておられるということでございまして、9月30日、もう少しですね。議員の方々もこの愛称に対して積極的に投稿をひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

小さな命を守ること、本当に大事なことでございますし、我々も犬や猫とは昔から、古代からつき合いをしてきた、共生をしてきた動物でもございますので、改めて三重県が新たな取組をされますことに本当に心から、敬意を申し上げるとともに感謝を申し上げ、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 5番 山本里香議員。

〔5番 山本里香議員登壇・拍手〕

○5番（山本里香） こんにちは。日本共産党の山本里香です。議案第128号について質疑をいたします。よろしくお願いをいたします。

本議案は、桑名市大字五反田字源十郎新田地内の油を含有する廃棄物を埋め立て、同地内における油汚染を引き起こした者が推認されたことから、その者に対して油の回収及び処理などを求める調停への議会の同意を求めるものです。

現在、テレビ等で全国的に豊洲市場の盛土の問題が取り沙汰されており、食の安心・安全にかかわる許されない大問題だとか、建物の構造上のことだけではなくて、根源は土壤汚染ということもあるわけですから、そういった土壤汚染ということについて、県民も国民も敏感になっていると思います。

産廃特措法に基づいて環境大臣が実施計画に同意して国からの支援を受け、都道府県などが、今回三重県がということです、不法投棄された産業廃棄物の処理の行政代執行をしているものは、全国では18事案、そして、その中の4事案が三重県の北勢地域に集中しております。四日市市の二つ、そして、本議案の源十郎新田を含む桑名市の二つということになっています。大雨の被害がこの台風でも各所であって、被害に遭われた方は大変な状況であるということをお見舞い申し上げるわけですが、8月、9月と台風で水害の被害があつたりすることをおそれられると、河川の近くにみえたり、そしてまた、産業廃棄物不法投棄の地域近くに住んでみえる方は、きちんと制度設計というか、処理のための、それが広がらないための設計を今進められていると思いますけれども、気持ちとしては不安が大変大きかったのではないかと心配いたします。

三重県は産廃銀座などと呼ばれておって、全くもって遺憾であります。本対象議案の源十郎新田においては、員弁川と藤川の合流付近の河川敷であり、旧処分場跡地と周辺からにじみ出た油から、2010年にポリ塩化ビフェニル、PCBが最大で基準値の1万9200倍検出されて、県は既に川の流れを変えるなどの大事業を講じてきました。本当に大変なことを今まで進めてきていると思います。2013年度から、原因者不明ということで、10年かけて国45%、県55%で出し合って油の回収などを行い、汚染物質を除去するという行政代執行に踏み切りました。県は51億円かけて進めており、26億円が既に執行さ

れております。

私どもは、この原因者究明やそれまでの県の対応に問題としたいことは多々ありましたけれども、水源地のすぐそばにあるということ、一番近い井戸では今取水をとめる措置がとられていますし、水田地帯を持っている地域ということであるので、早急な対応が必要という思いで、行政代執行はやむなしとこれまでも思っていました。緊急な対応をと理解してまいりました。

今年度、私は環境生活農林水産常任委員会に所属をしていて、これはそこに委員会付託をされるわけですけれども、常任委員会での説明でも事業として粛々と行政代執行を進めていきますというふうにお話をいただき、調停に入るということを今回初めてお伺いいたしまして、県として大きな対応を進めるということだと思います。大変なことだと思います。協議会や事前説明もなくここに議案として出されたことになりました。今回、相手方をコスモ石油株式会社として推認し、調停の申し立てとなった経緯について、お答えいただきたいと思います。

この産業廃棄物事案の概要については今私のほうが申し述べましたので、間違いがなければそれはそのまま、相手方を推認して調停に至った経緯をお答えいただきたいと思います。

**○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆）** まず初めに、議員に御心配をいただいております今回の台風でございますけれども、私どもの行っております工事に当たりましては大きな被害はございませんでしたので、御安心いただきますようお願いいたします。

それと、調停に至った経緯ということでございますけれども、先ほど事案の概要は議員のほうから御説明いただきました。同事案地におきましては、調停の相手方でございますコスモ石油株式会社が、昭和48年から平成5年までの間に油を含む汚泥の焼却残渣を埋め立てていたという経緯がございます。こういうことを踏まえまして、県はこれまで調査を行ってまいりました。

この調査におきまして、同社から提出されました過去の廃棄物処理に関す



る資料や、県が実施しました埋立物の成分調査結果等を勘案いたしまして、断定できるレベルには至らないものの、同社が油汚染を引き起こす廃棄物を埋め立てた可能性があるというふうと考えておるところでございます。

同社は行政代執行を開始する以前に、油の拡散防止対策を自主的に実施しておりました。今回、油の回収及び処理等については協力を依頼したところでございますけれども、断定できる事実がないためさらなる協力は困難であるというふうに回答をいただきましたので、今、折り合いがつかない状況でございます。そういった状況を踏まえまして、県としましては油の回収及び処理等を求める調停を申し立てようとするものでございます。

今後、調停の申し立てにつきまして議決をいただいた後は、裁判所に調停の申し立てを行いまして、相手方との合意形成に向けて努めてまいりたいと考えております。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） ありがとうございます。

冒頭、今心配はないということもこういった正式な場所で言うていただきましたので、安心される方もたくさんあると思います。ありがとうございます。

今、調停に至った経過ということの中で、断定はできないけれどもいろいろ今まで御苦労されて調査をされ、そしてまた、これまでもいろいろな働きかけをされる中で、これ以上のことはということで難しかったので調停という手法をとるように提案されたというふうにお伺いをいたしました。

昭和40年前後に砂利採取をしていたということ、いろいろと議事録なども調べさせていただき、不法投棄の無法地帯になっていたという現実があって、本当に大変な場所であったように調査で出ております。

ただ、その砂利採取ということに関しては、全国のいろいろな事案の中で、砂利採取と、不法投棄がセットになってというか、それが続いて起こっているという現実はいくつもあるわけで、そういった状況があったということをしっかり認識をしなければいけないと思います。



についても調査をしてみえるけどわからないと、調べるすべがないというふうなわけです。証拠となり得る資料の大半を、三重県としては持っていないわけで、企業によるしかないわけです。構造上の情報の不平等がここにあるわけですがけれども、このような証拠の偏在というのを解決するために、調停を進めていくということなのかなと思います。

四日市公害裁判など四大公害裁判では、举证責任の転換ということが大きくうたわれて、これが公害関係の事案では大きくそれ以降言われるようになりました。今回の原因者の追及は、これまでの経過の中でむしろ企業側においてそうでないことを証明しない限り事実上推認される、ここから推認という今使われている言葉が出てきているんだと思いますけれども、举证責任、証明責任を転換すると、これが今環境問題の中で大切なことだと思っております。だからこそ頑張っていたきたいと思っております。

もちろん、一方のPCBを含む不法投棄についてははまだ推認もできない状況で、この究明も重要ですが、油の投棄がPCBの溶出を拡散しているという事実もしっかりと踏まえて事に当たられますように願うばかりです。

十分な覚悟でこの推認、調停ということで進められるということで、このことについて、举证責任の転換ということも含め確認させていただきますが、調停において歩み寄り過ぎないようにという思いを持っております。いかがでしょうか。

**○環境生活部廃棄物対策局長（渡辺将隆）** この事案につきましては、やはり一番問題なのはPCBの投棄ということでございます。今、工事を進めておるところでございますので、掘削調査等で新たな事実が出てきましたら、それはきちっと求償なり責任追及なりをしていきたいと思っております。

ただ、油の回収処理につきましては、いわゆる周辺環境の保全ということが一番大切であるというふうにご考えておまして、原因追求をして裁判をとるよりは、今の段階、関係者として、企業として何ができるのかというようにも踏まえて、周辺地域の環境をともに保全していこうということ

での話し合いを進めたいと思っておりますので、御理解をいただくようお願いいたします。

〔5番 山本里香議員登壇〕

○5番（山本里香） 今お答えいただきましたことや、また、常任委員会での審査の中で判断をしてみたいと思います。本当に、周辺環境が一番大事で、今までも重ねてこられた問題点の整理をこれ以降も引き続き頑張りたいと思います。

終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 8番 稲森稔尚議員。

〔8番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○8番（稲森稔尚） 皆さん、お疲れさまです。伊賀市選出、草の根運動みえの稲森稔尚です。

早速、通告に従いまして、議案第120号三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案について議案質疑を行いたいと思います。

今回の条例改正案ですけれども、県内の高齢化の進展や新たな宅地開発に伴う人口増加地域に対応するために、民生委員の定数を62名増員する、そういう御説明をいただいております。

そこで、まず、県内の民生委員の活動に対して現状を伺っていきたく思うんですけれども、充足率はどうなっているのか、人材、なり手不足という声も聞くんですけれども、最も長い方でどの程度務められているのか、また、活動に対して経済的な負担はないのか、現状についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、どのような背景の中で今回定数の増員を行おうとするのか、具体的な県の認識について伺いたいと思います。

答弁をお願いします。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 民生委員の現状等につきまして御質問いただきました。

まず、民生委員の充足率でございますけれども、民生委員、児童委員は、

市町の選考を受けまして、厚生労働大臣の委嘱により市町の区域に置かれるものがございますけれども、この9月現在、4135人の定員に対しまして4076人が委嘱されておりまして、充足率は県全体では98.6%となっております。

この充足率でございますけれども、本県の充足率につきましては、これまで県全体としては全国平均よりはおおむね高い数値で推移しているということでございまして、また、市町ごとに見ましても多くの市町では100%から98%ぐらいで充足されているということでございます。しかし、例えば個人情報その他の権利意識の高まりによる活動の困難さ、あるいは行政機関からの依頼による活動の増加等が指摘されている中、なり手の確保が難しくなっているということもございまして、一部の市町では充足率が95%とか91%とか、そういった数字になっているということでございます。

それから、民生委員につきましては3年ごとの改選で、改選ごとに四、五十%の方が入れかわるわけでございますけれども、長い人では30年以上活動を続けていただいている人もいるという状況になっております。

それから、活動に対する経済的な支援ということでございますけれども、民生委員はそもそもは社会奉仕の精神で活動を行うこととされておりまして、無報酬となっておりますけれども、電話代とか交通費とか、そういったものに充てるための活動費として、1人当たり年額で5万8200円を県から支給しているということでございます。それ以外に、各地区民生委員児童委員協議会、あるいは県民生委員児童委員協議会に対しまして、組織的な活動を強化するための経費も助成をさせていただいているということでございます。

それから、増員の背景でございますけれども、民生委員の活動は、貧困者の救済、これが目的で始まった制度でございますが、少子・高齢化の進展、あるいは地域におけるきずなの希薄化等によりまして、多様な生活課題を抱え、支援を必要とする人が増えているとか多様化していると、そういった中で、民生委員には、経済的困窮にある人のみではなく、地域の高齢者、障がい者、妊産婦、子育てや介護をしている方などからの相談を受け、それぞれの方が抱えている課題を解決するために支援していくと、そういったことも

求められております。

今回の定数増につきましては、市町からの要望の主な理由というのは高齢化とか宅地開発ということですのでいただいておりますけれども、このように民生委員の活動範囲が広がっている、その役割がますます増大しているといったことから要望があったものというふうに私どもは認識しております、そのため定数の見直しをお願いすると、そういったことでございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） ありがとうございます。

民生委員制度なんですけれども、岡山県でスタートをして、全国で約23万人が民生委員として活動されていて、来年で民生委員制度発足から100周年を迎える歴史のある制度となっています。

民生委員は住民の立場に立って、今おっしゃられたように地域福祉の推進のみならず、災害時における対応ですとか、児童虐待から子どもを守っていくということ、悪徳商法などの消費者問題や新たな制度である生活困窮者自立支援制度など、民生委員に対する期待は高まっています。

その一方で、その活動は多様化、複雑化しているということなんですけれども、そのような結果、民生委員の皆さんの負担感ですとか人材確保の難しさにつながっているというような、今、伊藤健康福祉部長がおっしゃられたような声をよく聞くわけですけれども、困難なケースに民生委員が対応できるような、民生委員へのサポート体制ですとか、新たな社会福祉の制度に対する対応力の向上など、県として多様化、複雑化する民生委員の活動に対して積極的な支援体制が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 民生委員の活動に対する支援でございますけれども、民生委員が地域住民の抱える多様な問題について適切に支援を行うためには、福祉制度でありますとか、もともとの人権に関する基本的、専門的な知識を持つこと、それから、時々々の課題を認識し対応のノウハウを身につけるなど、その資質を高めることが必要であります。県では民生委員に対しまして、その役割や経験に応じた重層的な研修を実施しているということで

ございます。

例えば、新任研修というのを3年に1回改選時にやりますけれども、福祉制度や職務など基本的な知識を身につける研修を行っておりますし、同時に行います中堅職員を対象とした専門研修、ここでは、生活困窮者自立支援法を御紹介いただきましたけれども、児童虐待への対応など、時々課題を含めた研修を行っております。

また、そのほか、民生委員の経験が長く、各地区協議会におきましてリーダー的な役割を担っていただく人を対象といたしました指導者研修、あるいは地区協議会の会長を対象といたしました会長研修なども実施しているということでございます。そのほか、ブロック別研修というのを改選期以外の時期で実施しているということでございます。

その他の支援ということでございますけれども、民生委員自らが対応できない問題、これが生じてくることは多かろうと思っておりますけれども、そういった場合における支援につきましては、福祉事務所をはじめとした行政機関に適切につなげることができるよう、研修の中でもアドバイスをしております。

それから、地区の民生委員児童委員協議会、あるいは主任児童委員というような仕組みもございます。そうしたところも活用いただきまして、行政機関のほうでも当然適切に受け入れて対応していくと、そういうことにしております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） この間も民生委員の方からいろいろお話も聞かせていただいたんですけども、例えば個人情報等を保有して守秘義務も負うというのが特別職の地方公務員である民生委員であろうかと思うんですけども、そのことに対する社会的な理解がまだまだ進んでいない、乏しいということで、例えば新しい住宅地ですとか、地域の中で積極的に家庭の中に出かけていくこと、家庭の中に入っていくことが難しいという、そんな実態もあるようです。

民生委員制度が来年100周年ということなんですけれども、そのことを

きっかけに何か記念的な事業展開をしていくなど、県民への理解を広げ、課題やニーズを発見するアウトリーチ機能を高めていく、民生委員だけではないと思うんですけれども、地域全体のアウトリーチ機能を高めていく、その核に民生委員がなっただけのように、要望をしておきたいと思います。

それから、民生委員の活動費について、少し時間があるんですけれども、民生委員の活動費5万8000円少しというふうに今お聞かせをいただきました。この民生委員の活動費については交付税措置がされていると、民生委員に対して1人幾らというふうに交付税の算定に当たって措置がされているということなんですけれども、これ自体がまだまだ少ないというふうに思います。

今回、条例改正で62名、民生委員の定数を増やすということなんですけれども、この62人分、交付税措置が増えるという理解でよろしいのか、あるいはそうではないのか、もしわかりましたらお答えいただきたいと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 民生委員の活動費に対する交付税措置につきましては、1人当たり幾らということで措置がされておまして、これを月単位で精算しておるわけです。ですから、12月1日から改選されて定数が増えるということで措置がされるというふうに理解しておりますけれども、交付税制度は算定の基礎として1人当たり幾らということで、あとは団体規模別の充足率等の定数が掛けられまして、一定削られて交付されるということで、正確にその1年間の延べの実数で精算する方式ではありませんので、実際具体的に改選増員後どういった措置になるのか、今、把握しておりませんので、ちょっと研究させていただきたいというふうに思います。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） 活動費については、活動費の中から研修に消えていったりとか、山間部を抱えるような地域では自家用車の移動とかも先ほど部長からあったように、経済的な持ち出しというのも実際少なくないというふうに聞いています。ぜひその実情を受けとめていただいて、交付税の算定に当たっては民生委員の活動費に対する措置を拡充していくことを国に対してしっかりと要望していくことや、市町におきましても上乘せをして支給して



いる自治体もあるということですので、県としても財政措置の拡充をしっかりとさせていただくように、民生委員をしっかりと支えていっていただくようお願いしたいというふうに思うんですけれども、最後、御所見がありましたら決意をお聞かせいただけたらと思います。

○健康福祉部長（伊藤 隆） 議員からも御紹介がありましたけれども、来年度は民生委員制度創設100周年に当たる年でございます。今年は3年に一度の改選の年ということで、御指摘がありましたように、相談支援活動を進める中で県民の方の民生委員制度に対する理解がなかなかないということもございましたので、本年5月の国に対する要望活動の中では2点ほど要望してまいりました。

一つは、活動に見合った措置、活動費の増額ということ、それから、100周年ということもございますので、国のほうでも住民に対する周知、啓発に努めていただきたい、その2点について要望してまいりました。

地域のいろいろな課題を解決していく中で、民生委員の役割というのは非常に重要であります。県としましても引き続き、市町や民生委員児童委員協議会等と連携しながら、活動しやすい環境づくりについて、国のほうにも要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔8番 稲森稔尚議員登壇〕

○8番（稲森稔尚） では、しっかりした取組をお願いして、議案質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第116号から議案第133号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第116号から議案第133号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表
-------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件名
126	財産の取得について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
118	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
128	調停の申立てについて

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
120	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
123	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その3））

124	工事請負契約の変更について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その4））
129	権利の放棄について
130	有料道路の事業変更に同意するについて
131	三重県道路公社の解散に同意するについて

#### 教育警察常任委員会

議案番号	件名
121	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案
122	工事請負契約について（四日市北警察署庁舎棟建築工事）
125	工事請負契約の変更について（特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）統合整備校舎棟ほか建築工事）
127	財産の取得について

#### 予算決算常任委員会

議案番号	件名
116	平成28年度三重県一般会計補正予算（第3号）
117	三重県動物愛護推進センター条例案
119	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
132	平成27年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
133	平成27年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	平成27年度三重県水道事業決算
2	平成27年度三重県工業用水道事業決算
3	平成27年度三重県電気事業決算
4	平成27年度三重県病院事業決算

○議長（中村進一） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明22日から25日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明22日から25日までは休会とすることに決定いたしました。

9月26日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時3分散会